

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会

住民委員募集要項

第1章 基本的事項について

第1項 趣旨

組合では、印西市内の吉田地区を建設候補地とした次期中間処理施設（新たな一般廃棄物中間処理施設）の整備基本計画策定について調査審議する検討委員会を平成27年2月に設置しました。

この要項は、当該検討委員会の「委員の構成」の内、「住民委員」の募集について、必要な事項を定めることを趣旨とします。

第2項 検討委員会の名称

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会

第3項 用語の定義

この要項における用語の定義は、次に掲げる事項のとおりです。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 組合 | 印西地区環境整備事業組合 |
| (2) 関係市町 | 印西市、白井市及び栄町 |
| (3) 検討委員会 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会 |
| (4) 会議 | 検討委員会の会議 |
| (5) 委員長 | 検討委員会の委員長 |
| (6) 委員 | 検討委員会の委員 |
| (7) 住民委員 | 委員の内、募集による関係市町の住民 |
| (8) 選考会議 | 印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画検討委員会住民委員選考会議 |

第4項 住民委員を委嘱する目的

「住民参加型の取り組みの推進」、「施策検討過程における民意の反映」及び「透明性の確保」などを住民委員を委嘱する目的とします。

第5項 検討委員会の担任する事務

検討委員会の担任する事務は、「次期中間処理施設整備事業施設整備基本計画について管理者の諮問に応じて、又は自から調査審議し、意見を述べること」です。

なお、当該事務の主要項目は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 次期中間処理施設の基本的事項の検討（施設規模の検証を含む）
- (2) 次期中間処理施設の整備基本計画の検討
- (3) 次期中間処理施設の事業方式の検討
- (4) 次期中間処理施設の整備スケジュールの検討

第6項 委員の構成

委員の構成は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 住民委員（本要項による募集の対象） 3人
- (3) 管理者が必要と認める者 3人以内

合計 9人以内

第7項 委員の身分

委員は、組合の非常勤特別職として委嘱します。

第8項 住民委員の報酬額

住民委員が本章第10項で規定する会議等に出席したときは、日額報酬として7,500円を支給します。

第9項 委員の任期

委員の任期は、本章第5項で規定する「担任する事務」が終了するまでとし、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1カ年を予定します。

第10項 会議等開催予定回数

前項で規定する任期中における会議等の開催予定回数は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 会議 10回
- (2) 先進地の視察 1回
- (3) 建設候補地の周辺住民意見交換会 2回（出席委員は委員長と副委員長のみ）
- (4) 検討結果説明会 1回（出席委員は委員長と副委員長のみ）
- (5) 答申書授受式 1回（出席委員は委員長のみ）

第11項 会議開催日程等

会議の開催日程等は、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 会議は、必要に応じて開催します。
- (2) 会議の開催日は、第3日曜日を予定します。
- (3) 会議の開催時間は、13時から16時の3時間程度を予定します。

ただし、建設候補地の現地調査を実施する予定の第2回会議の開催時間は、9時から16時の6時間程度を予定します。(昼休憩1時間)

- (4) 会議の開催場所は、組合の会議室とします。

第12項 会議の非公開

個人、法人その他の団体の権利及び利益を害する恐れが認められる場合は、会議で決するところにより、会議の全部又は一部を非公開とします。

第13項 会議録の公表

会議の概要を記載した会議録を作成し、検討委員会において確認した後、これを公表します。

ただし、前項で規定する非公開会議の会議録は、これを公表しません。

第14項 氏名の公表

会議録及び委員名簿等に委員の氏名を記載し、これを公表します。

第2章 住民委員の募集について

第1項 募集人数の構成

募集人数の構成は、次に掲げる事項のとおりです。

(1) 印西市住民	1人
(2) 白井市住民	1人
(3) 栄町住民	1人
合計	3人

第2項 応募受付期間

応募の受付期間は、平成27年2月16日（月）から平成27年3月16日（月）までとします。

第3項 応募資格

応募資格は、次に掲げる事項の全てを満たすこととします。

- (1) 応募時において、関係市町内に住所又は勤務先若しくは通学先のある者
- (2) 住民委員として委嘱する平成27年4月1日現在において、満20歳以上の者
- (3) 組合及び関係市町の議会議員でない者
- (4) 組合が設置する別の附属機関の委員でない者
- (5) 組合及び関係市町の常勤職員でない者
- (6) 組合が別に募集している「印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業地域振興策検討委員会の住民委員」に応募していない者

第4項 応募方法

住民委員に応募しようとする人は、次に掲げる応募書類を本章第10項の「応募及び問い合わせ先」まで、持参又は郵送により提出してください。

- (1) 住民委員応募申込書（別記第1号様式）
- (2) 「これからのごみ処理施設のあり方」と題したA4サイズ用の紙2枚（両面プリントの場合は1枚）以内の小論文（任意様式）
- (3) 関係市町内に住所又は勤務先若しくは通学先のあることを確認できる公的書類の写し（運転免許証又は健康保険証等）

※応募書類を郵送により提出する場合は、郵送後速やかに電話連絡をお願いします。

※住民委員応募申込書は、組合のホームページでダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.inkan-jk.or.jp/>

第5項 応募書類の取り扱い

募集書類の取り扱いは、次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 応募書類は、組合個人情報保護条例の各規定に基づき、組合において適正に保管することとし、応募者に返却しません。
- (2) 応募書類のうち小論文は、本章第7項で規定する選考結果の通知後に、個人情報を黒塗りのうえ、会議及び組合ホームページで公表します。
(評点及び順位等は公表しません)

第6項 選考方法

住民委員の選考方法は、本章第8項で規定する選考会議において、本章第4項の規定に基づき提出のあった小論文を評価し、評点平均の順位により住民委員を選考します。

ただし、幅広い住民の意見を求める観点から、当該評点平均の順位に関わらず、居住地、性別、年齢層及び組合附属機関委員の委嘱履歴等に偏りが生じないように、総合的な考察のもと住民委員の選考に配慮を加える場合があります。

第7項 選考結果の通知

住民委員の選考結果は、応募者全員に文書により通知します。

第8項 選考会議

住民委員の選考にあたっては、公正且つ公平を期すため、選考会議を設置します。
選考委員は、組合の職員7人で構成します。

第9項 その他

- (1) 本章第4項の規定に基づき提出のあった住民委員応募申込書の記載内容に不正があるときは、選考の対象から除外する場合があります。
- (2) 住民委員として委嘱した後、次に掲げる事項のいずれかに該当する状況となった場合は、住民委員を辞したものとみなします。
 - ①関係市町内に住所、勤務先及び通学先の全てがなくなった場合
 - ②組合及び関係市町の議会議員となった場合
 - ③組合及び関係市町の常勤職員となった場合

第10項 応募及び問い合わせ先

〒270-1352

印西市大塚一丁目1番地1

印西地区環境整備事業組合

印西クリーンセンター 次期施設推進班

TEL : 0476-46-2734

FAX : 0476-47-1765

E-mail : youchi@inkan-jk.or.jp